

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平和子

被告 国

弁論更新にあたって (要旨)

2017 (平成29) 年6月1日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告代理人 佐藤博文

1 本訴訟の目的は、南スーダンPKO派遣という“現在進行中の戦争”を、兵士の家族の権利の立場から止めることにあった。それは、5月27日までに青森から派遣された第11次隊全員が帰国したことで実現し、これにより、1992年のカンボジア派遣以来、25年間継続してきた自衛隊のPKO派遣が事実上なくなった。

「事実上」と言ったのは、UNMISSの司令部業務(甲3)にまだ数人が残されているからである。UNMISSの任務の第一は文民保護であり、国連憲章第7章の軍事的措置を遂行するので、自衛隊派遣の違憲性・違法性が払拭されたわけではない。

2 今回の撤回を実現できたのは、「殺し殺されるな。戦場に自衛官を送るな」という国民世論、国会での「日報」隠蔽追求の論戦、ジャーナリストらによる行政文書開示請求、現職自衛官の母による本訴訟の提起、こうした全国的な取組みの成果である。

3 ところが政府は、撤回の理由を「現地での政府軍と反政府軍との戦闘・治安の悪化ではない」と否定する。

しかし、稲田防衛大臣は、2月の衆院予算委員会で「国会答弁する場合には、憲法9条上の問題になる(戦闘という)言葉は使うべきではないことから、武力衝突という言葉を使っている」旨答弁した。この答弁は、大臣自ら、南スーダン派兵の現実がPKO五原則・憲法9条違反の「戦闘状態」にあることを認めたに等しい。

この後、安倍政権は、「日報」隠蔽について「特別防衛監察」を命じ、それを隠れ蓑に国会答弁も記者会見も一切なくなり、本裁判のみが正面から政府と対峙している。

- 4 原告は、今回、今後南スーダン派遣の実態・違憲性を主張立証していくにあたり、「国連憲章・憲法・安保条約・安保関連法と自衛隊の実態」と題した準備書面(4)を提出した。これは、自衛隊の海外派遣に焦点を当て、縦軸（時間軸）と横軸（現在の自衛隊の実態）を明らかにするものである。以下、ポイントを指摘する。

第2 2 憲法9条の規範内容と国連憲章との関係（5頁）

わが国は、国連に加盟するに際し、加盟申請書に添付した岡崎外相の書簡（1952年6月16日）で、「国際連合の加盟国としての義務を、その有するすべての手段をもって履行することを約束」するとした。この文書の作成に関与した当時の外務省条約局長西村熊雄は、「（この文書を発送することによって）日本のディスポーザルにない手段を必要とする義務は負わない、すなわち軍事的協力、軍事的参加を必要とするような国際連合憲章の義務は負担しないことをはっきりいたしたのであります」と説明している（1960年8月10日憲法調査会第3委員会第24回会議議事録。以上は『資料集 20世紀の戦争と平和』新日本出版社に所収）。

ここからは、日本が、どんな形であれ（国連軍、多国籍軍、PKOなど）、国連が行なう軍事的措置に参加することは、あり得ないことである。

第2 3 自衛隊の創設と政府による「合憲限定解釈」（5頁）

政府は、1954年6月に自衛隊法と防衛庁設置法を成立させ、翌7月に陸・海・空にわたる事実上の3軍を備えた自衛隊および防衛庁が発足した。

自衛隊創設にあたり、政府は、憲法9条1項の「武力の行使」及び2項の「戦力の不保持」に違反するという批判を回避するために、国家の自然的権利である個別的自衛権は認められる、従って、他へ攻撃をしかけることなく、他から自己の領域が攻撃を受けたときに初めて、その領域周辺において自己を守るためにのみ武力を用いる「専守防衛」は合憲であると説明した。

かかる政府見解は、自衛隊創設の国会審議にあたり、参議院の「自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議」がなされ、これを受けて政府が「自衛隊は、海外

派遣というような目的は持っていないのであります。従って只今の決議の趣旨は十分これを尊重する所存であります」と答えたことから明らかである。

第3 1 新安保条約 (7頁)

憲法の規定に従う旨明記しているが、憲法9条の規律内容との具体的な関係には触れていない。こうして、安保条約体制の維持・強化の下で、憲法9条違反の軍事拡大が進められるという、矛盾した「現実」が進行した。

【共同防衛】

第5条① 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、何れか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

【基地の供与】

第6条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

第3 2 日米の戦争軍事マニュアル「ガイドライン」(8頁)

- ① 「アジア太平洋地域及びこれを超えた地域」「日米同盟のグローバルな性格」「防衛協力」という文言が示すように、日米の協力の範囲は日本の防衛を大きく超えて全世界に及んでいることである。安保条約5条の「日本国の施政の下にある領域」とか同6条の「極東における国際の平和及び安全の維持」といった地域的概念が完全に放擲されている。
- ② 日米の協力は、段階(平時か、有事か)の仕切りなく、全面協力となることである。前記「切れ目のない柔軟かつ実効的な日米共同の対応」に係るもので、(世界最強の軍隊である)米軍との編成・装備・作戦等の一体化を進めるということである。

こうして、自衛隊は、防衛協力という名のもとに、米軍が全世界で行っている軍事作戦行動に、いつでも、どこでも全面協力する・相乗効果を図ることが想定され、もはや「専守防衛」とは言えない。安保条約の条項(「憲法上の規定に従う」「極東

における」等)にも反することが明らかである。

第3 4 専守防衛から「積極的平和主義」へ (11頁)

(安倍内閣は) 国連平和維持活動や多国籍軍の活動に代表される自衛隊海外派遣などの軍事的オプションがあつてこそ世界平和が近づくとした。軍事力を強化し、米軍とともに全地球的に積極的に活動することこそ、国際平和に寄与することだと論理を全面的に転換したのである。

しかし、「積極的平和主義」の国際法上の本来の意味は、ノルウェーの平和学者ヨハン・ガルトゥング(1930-)が「直接的暴力」に対し、暴力が貧困や差別、格差など社会的構造に根ざしている場合の「構造的暴力」を提起し、単に戦争のない状態と捉える「消極的平和」に加え、戦争の原因となる構造的暴力がない状態を「積極的平和」と唱えたことに発する。

その結果、戦後の平和学あるいは平和活動の対象領域は広がり、偏見や差別、貧困、飢餓、抑圧、ジェンダー、ノーマライゼーション、異文化教育といったテーマも含むようになり、国際人権規約、ユネスコ憲章など国連の様々な活動の理念や具体化に反映されている。

2016年12月19日国連総会で決議された「平和への権利宣言」(賛成131カ国、反対34カ国、棄権19カ国。日本は反対)も、この国際法上の本来の意味である「積極的平和主義」に基づくものである。人権という人類普遍の価値に基づいて、国際立憲主義の確立をめざすものである。

日本政府は、「積極的平和主義」を全く逆の意味に使用して、国是だった「専守防衛」を180度転換したのである。

第4 1 自衛隊の兵力 (12頁)

	2015年	陸軍	海軍	空軍	1990年
ドイツ	17万8600	6万450	1万6150	2万8600	47万6300
フランス	20万8950	11万1650	3万6050	4万3600	45万3100
イギリス	15万4700	8万8300	3万2500	3万3900	30万100
イタリア	17万4500	10万2200	3万400	4万1900	36万1400
自衛隊	24万7150	15万1000	4万5500	4万7100	24万6400
アメリカ	138万1250	50万9540	32万6800	16万5150	202万9600

重要なことは、自衛隊の常備兵員数が、ドイツ、フランス、イギリス、イタリアと比較して、陸・海・空のどの部門でも大きく上回ることである。また、1990年の冷戦崩壊時と較べ、軒並み半分以下に減員し、アメリカですら32%削減しているのに、自衛隊は冷戦期の規模をそのまま維持していることである。

その理由は、EU各国が冷戦後、軍備縮小へと向かった間に、自衛隊はその努力を全くせず、「専守防衛」の看板のまま、日米同盟の強化を進めてきたからである。

日本国民の多くは、かような事実を知らず、「普通の国」であるEU各国の軍隊より、「専守防衛」の日本の自衛隊の方が少ないと思っている。ここには、世界の常識から取り残された日本の非常識（異常さ）がある。

第5 3 紛争地域における人道支援と軍隊の関係 （20頁）

(1) 前述したように、自衛隊の海外派遣は、人道復興支援と国連への協力という「国際貢献」を旗印に、「危険な地域だから訓練された自衛隊が行く」という考えの下に開始された。これは今日まで一貫している。

しかし、国際社会の常識は逆である。その地域に軍隊しかいないという極限的状況の場合を除き、軍隊が人道支援をするべきではない」というのが、紛争地域で活動する赤十字国際委員会を含む国際NGO、国連人道援助事務所（UNOCHA）などの考えである。その理由として、3点が挙げられる（日本国際ボランティアセンター（JVC）代表・熊岡路矢氏／世界 no. 7 2 7）

- ① 軍隊は、軍隊は敵と戦い倒すために訓練されている組織であり、女性、乳幼児、子ども、老人など弱い立場の人々を対象とする、人道支援（特に文化の異なる地域）のための専門性はない（低い）。
 - ② 軍隊は通常、その属する国の国益を反映する。従って人道支援の原則である中立性・公平性を守り難い。
 - ③ 軍隊及び軍隊的組織が、人道支援を行うことで、本来これを行っている国連やNGOのような組織の中立性までが疑われ、政治的・軍事的に標的にされることがある（イラクにおける2004年8月19日の国連ビル爆破事件などの例）。
- 3) カンボジア派遣では、日本人文民警察官5人が、オランダ海兵隊UNTAC部隊の護衛を受けたパトロール巡回中に、オランダ軍兵士とともに武装ゲリラに襲撃さ

れ、高田警部補が死亡し、他の 4 人も重傷を負う事件が発生した。これは、「危険だから軍隊に」とか「軍隊に守ってもらう」ということが、紛争地では却って危険であることを示す証左である。日本国民が忘れてはならない歴史的事実である。「軍のリソース」を使わず、中立性・公平性を貫き、日本の科学技術を生かした人道復興支援こそ、安全で効果的な「国際貢献」であり、憲法前文・9条に適うものである。

以上